

○基山町子育て・若者世帯の住宅取得補助金交付要綱（平成28年7月1日告示第84号）

（趣旨）

第1条 本町における定住の促進と人口増加を図るため、新たに住宅を取得する子育て・若者世帯に対し、生活環境の整備を目的とした住宅の新築又は購入を支援するため、予算の範囲内において、基山町子育て・若者世帯の住宅取得補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、基山町補助金等交付規則（平成7年規則第4号。第7条において「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）の例によるほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 定住 永く住むことを前提に町内に住所を有し、生活の本拠を基山町に置くことをいう。
- （2） 子育て・若者世帯 住宅取得に伴う契約時点において、中学生以下の子どもがいる世帯又は申請する者若しくはその配偶者のいずれかが40歳に到達していない世帯をいう。
- （3） 町外居住者 住宅取得に伴う契約時点において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に3年以上記録及び居住実態がなく、かつ、本町内に定住の意思がある者をいう。
- （4） Uターン者 町外居住者のうち、過去に本町に住所を有していた者又は父、母、祖父若しくは祖母のいずれかが町内に住所を有する者をいう。
- （5） 住宅 自己の居住の用に供し、生活するために必要な台所、風呂及び便所を有する家屋をいう。
- （6） 新築 新たに住宅を建築すること（既存住宅を除却し、同一敷地に新たに住宅を建築する場合を含む。）をいう。
- （7） 購入 建売又は中古（過去に居住用に供されたことがあるものをいう。）の住宅を購入することをいう。
- （8） 店舗併用住宅 住宅部分及び店舗部分を有する建築物で、住宅部分の延べ床面積が建物全体の2分の1以上であるものをいう。
- （9） 町内業者 次の事項のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 基山町内に本社、本店、支店、営業所等の活動拠点を置き、建築工事関連業務を営む者又は宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の免許を受けて宅地建物取引業を営む者
 - イ 基山町内に案内所（宅地建物取引業法第50条第2項の届出を行い、契約の締結が可能であり、かつ、6か月以上継続して業務を行うものに限る。）を置き、不動産

関連業務を営む者

- (10) 若基小学校区 基山町立小学校の通学区域に関する規則（昭和63年3月31日教委規則第5号）第2条に規定する若基小学校の通学区域
（補助対象住宅）

第3条 補助の対象とする住宅は、子育て・若者世帯が定住するために、新築又は購入を行う住宅（店舗併用住宅を含む。以下同じ。）とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、補助対象としない。

- (1) 公共事業の施行に伴う補償費の対象となるもの
- (2) 建築基準法に違反しているもの
- (3) 過去に基山町からの補助を受けて新築又は購入した住宅
- (4) 申請が行われた日の属する年度に住宅取得に係る所有権保存又は所有権移転の登記が完了する見込みがないもの

2 補助の対象とする住宅で、次の要件を満たすものは補助金をそれぞれ加算して交付するものとする。

- (1) 町外居住者が新築又は購入するもの
- (2) 町内業者を利用し新築又は購入するもの
- (3) Uターン者が新築又は購入するもの
- (4) 若基小学校区に新築又は購入するもの

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、住宅の新築又は購入を行う者であって、基山町に住民登録をしている、又は住民登録し定住しようとする子育て・若者世帯とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 町民税等を滞納している者（同居の親族を含む。）
- (2) 暴力団等（基山町暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第4号に規定する暴力団等をいう。）
- (3) 3親等以内の親族から補助対象となる住宅を取得した者

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものを除いたものとする。

- (1) 土地の先行取得（土地のみの購入を含む。）に要する費用
- (2) 外構工事に要する費用
- (3) 仮住居等の使用に要する費用
- (4) 家具・電化製品等の購入に要する費用
- (5) その他町長が住宅の新築又は購入に関係がないと認める費用

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表に定める額とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、住宅取得に伴う契約日から起算して1年以内に、規則第3条の規定にかかわらず、基山町子育て・若者世帯の住宅取得補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 契約書の写し
- (2) 工事概要がわかる図(案内図、配置図、平面図等)
- (3) 住宅の間取図
- (4) 定住誓約書(様式第2号)
- (5) 確認済証の写し(有する場合に限る。)
- (6) 申請者及び同居親族の住民票の謄本
- (7) 申請者及び同居親族の町民税等の滞納がないことの証明書
- (8) 申請者と父、母、祖父又は祖母との関係が証明できる書類(Uターン者のうち、父、母、祖父又は祖母のいずれかが町内に住所を有する場合に限る。)
- (9) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 町長は、前条の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否を決定したときは、基山町子育て・若者世帯の住宅取得補助金交付決定通知書(様式第3号)又は基山町子育て・若者世帯の住宅取得補助金交付却下通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第9条 前条の規定により交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、申請内容を変更し、又は取り下げるときは、基山町子育て・若者世帯の住宅取得補助金変更(取下)承認申請書(様式第5号)を町長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 町長は、前項の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、基山町子育て・若者世帯の住宅取得補助金変更(取下)承認通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、住宅取得に係る所有権保存又は所有権移転の登記が完了した日から起算して30日以内又は第8条の規定により交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い期日までに、基山町子育て・若者世帯の住宅取得補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 住宅の登記事項証明書の写し

- (2) 領収書の写し（支払が確認できるもの）
- (3) 施工箇所の完成後の写真又は購入建築物の写真
- (4) 検査済証の写し
- (5) 補助事業者及び同居親族の住民票の謄本
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の報告書について、必要があると認めるときは、現地確認調査等を行うことができる。

3 補助事業者は、第1項に規定する期日までに実績報告書の提出ができないときは、速やかに基山町子育て・若者世帯の住宅取得補助金事業現状報告書（様式第8号）を町長に提出し、その指示を受けなければならない。

（補助金の確定）

第11条 町長は、前条に規定する報告書の提出があったときは、基山町子育て・若者世帯の住宅取得補助金交付額確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 前条の通知を受けた補助事業者は、基山町子育て・若者世帯の住宅取得補助金請求書（様式第10号）により、町長に請求するものとする。

2 町長は、前項の請求に基づき補助金を交付するものとする。

（補助金交付の取消し等）

第13条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 町税等を滞納したとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、町長は補助事業者に対して補助金の返還を求めるものとする。

3 補助事業者は、前項の規定により返還を求められた場合は、直ちに当該補助金を返還しなければならない。ただし、町長がやむを得ないと認めた場合は、返還する金額を減額することができる。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年8月1日から施行する。

附 則（平成29年3月1日告示第12号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行日前に住宅取得に伴う契約を締結した者については、平成28年8月1日以降に住宅取得に伴う契約を締結した者に限り、補助対象者とみなす。
- 3 この告示の施行日前に住宅取得に伴う契約を締結した者で登記が完了した住宅については、この告示による改正後の第3条第1項第3号及び第4号の規定は適用しない。

附 則 (平成29年6月21日告示第60号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月26日告示第23号)

この告示は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

別表（第6条関係）

種別	補助対象要件	補助金の額
定額	住宅の新築又は購入	10万円
加算	町外居住者が新築又は購入する場合	30万円
	町内業者を利用し新築又は購入する場合	10万円
	Uターン者が新築又は購入する場合	10万円
	若基小学校区に新築又は購入する場合	10万円